

防災・安全ニュース

VOL. 13

危機管理課

2024年5月号

電話65-1282

先月17日の23:14には、愛媛県愛南町と高知県宿毛市で震度6弱を記録する地震が発生し、緊急地震速報にびっくりして飛び起きた方もいらっしゃったのではないのでしょうか？大きな被害はなかったものの、被害を受けられた皆様へは深くお見舞い申し上げます。

いつも申し上げますとおり、地震は突然発生して一瞬にして被害をもたらします。まだ備えをされていない方は、この機会に備えを始めていただければ幸いです。

では、今月号もよろしくお付き合いください。今月号のトピックスは次のとおりです。

- ・ 遠地津波
- ・ 自転車月間
- ・ 熱中症特別警戒アラート

遠地津波

国外で発生した地震のことを「遠地地震」といい、この地震に伴う津波を「遠地津波」といいます。遠地津波の過去の代表的な例としては、1960年（昭和35年）の「チリ地震津波」が有名で、地震発生から22時間ほどをかけて日本の沿岸に到達し、三陸沿岸では津波の高さが5m超えに達して死者・行方不明者は142人、家屋の全半壊・浸水40,000棟以上という甚大な被害をもたらしました。

気象庁からは、遠地地震に関しても津波到達の概ね2時間前までに津波警報等を発表します。**警報等が出た場合は決して油断せず、解除まで避難行動を続けていただければと思います。**



チリ地震の津波が押し寄せる様子

自然災害情報室 HP

自転車月間

自転車は、環境にやさしい交通手段で災害時の移動手段や健康の増進、交通の混雑の緩和などにも役立つとして、自転車の活用についての関心と理解を深めるため、自転車の活用推進法によって**5月5日が「自転車の日」5月が「自転車月間」と定められています。**

自転車は、車と違って誰でも気軽に乗ることができますが、道路交通法の改正で原則として車道を走るルールとなっています。このため、車の運転者は自転車に対して強い警戒をする必要があることは皆さんご承知のとおりです。一方、**近年顕著なのが自転車による法令違反です。**自転車乗車中に**死亡事故を起こした人の約8割に法令違反があったことが明らかになっていますので、法令の順守とヘルメットの着用をよろしくお願いたします。**



スマホながら運転禁止

内閣府 HP

(参考) 自転車の青切符とは？ (ENEOS フロンティア)

→<https://www.eneos-frontier.net/7799/>

熱中症特別警戒アラート

環境省は、今年の4月24日(水)から、「熱中症特別警戒アラート」の運用を開始しています。これは、気温が著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生じるおそれのある場合に環境大臣が発表するものです。このアラートの発表地域では、自発的に熱中症予防行動を積極的に行うようお願いいたします。

また、環境省と気象庁が共同で発表する「熱中症警戒アラート」も従前どおり発表されます。

それぞれのアラートの位置づけは、「**熱中症警戒アラート**」の一段上(危険度が高い)が「**熱中症特別警戒アラート**」と覚えていただければと思います。熱中症予防には、①見守り、声掛け、②適切なエアコンの使用、③水分、塩分の補給など



適切にエアコンを
使用しましょう!

が有効です。特に高齢者は、私の母もそうでしたが、室温に鈍感で高い室温の中、エアコンを使っていないことがありますので注意が必要です。

熱中症特別警戒アラートの詳細は、以下のサイトをご覧ください。

→https://www.env.go.jp/press/press_03083.html

【編集後記】

今月も防災・安全ニュースを最後までご覧いただきまして、ありがとうございます。ありがとうございました。

ゴールデンウィーク期間中に行楽に出かけていらっしゃる方も多いかと思いますが、5月12日(日)は「母の日」です。普段から感謝はしているけれど面と向かって言うのは気恥ずかしいと思われる方は、この日を口実に「ありがとう!」と伝えてみてはいかがでしょうか?きっと喜んでくださると思います。(N.O)